**訪問入浴・介護予防訪問入浴人員等確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 　　 年　　 月　 　日 |  |
| 事業所名 |  |

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　看護職員の員数・資格 | **実人数で1名以上いるか。****サービスの提供は、当該事業所の訪問介護員等の資格を有する従業者が行っているか。(下表に前月分の人数記載の上チェック)**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **勤務形態****資格** | **常 勤（人）** | **非 常 勤（人）** |
| **看護師** |  |  |
| **准看護師** |  |  |
| **合　　計** |  |  |

 | □□ | □□ | 府基準50府予基準50 |
| ２　介護職員 | **実人数で2名以上いるか。****（介護予防訪問入浴のみを行っている事業所については、1名以上か。）**※指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問入浴介護の人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、基準を満たしているものとみなす。 | □ | □ | 府基準50府予基準50 |
| ３　常勤の従事者 | **看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。** | □ | □ | 府基準50府予基準50 |
|  |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| ４　管　理　者 | **常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、管理業務に支障がないか。**　（注）以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるとされています。イ 当該指定訪問入浴事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。**兼務状況(事業所名：　　　　　　　　　　　　　　)(職種名：　　　　　　)** | □ | □ | 老企第25号3-1-1-(3)①②府基準51府予基準51 |
| **管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □ | □ | 法75則131法115の5則140の22 |